

# 高知県グローバル産地づくり推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県グローバル産地づくり推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

**第2条** 県は、県内農林業者等の所得を確保するとともに生産基盤を維持及び強化するために、輸出に意欲的な産地及び輸出に向けた産地づくりの取組を支援するに当たり、GFPグローバル産地づくり推進事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第4759号農林水産省食料産業局長通知）に基づき、市町村、生産者組織等が行う海外における需要拡大、販路開拓等の事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

**第3条** 補助金の補助対象事業（以下「補助事業」という。）の実施者、内容、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、事業実施者は、当該事業に積極的に取り組む意欲があり、農産物及び農産物加工品並びに製材品及び木材加工品は、補助事業の実施により海外での市場開拓及び販路拡大に結びつくと思込まれるものに限る。

(補助金の交付の申請)

**第4条** 事業実施者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

3 事業実施者は、事業を円滑に進めるに当たり、補助金の交付決定前に事業に着手しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付決定前着手届を第1項に規定する補助金交付申請書とともに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

**第5条** 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該事業実施者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助条件)

**第6条** 補助金の交付の目的を達成するため、事業実施者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に

反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる場合、契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 県税の滞納がないこと。ただし、県税の納税義務がない場合は、別記第3号様式による申立書を提出すること。
- (8) 県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。この場合において、別記第4号様式による誓約書兼同意書を提出すること。

(補助事業の重要な変更)

**第7条** 事業実施者は、補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次に掲げる事項のいずれかに該当する変更を行おうとする場合、別記第1号様式による変更申請書を速やかに知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の増額又は30パーセントを超える減額が生じるとき。
- (2) 別表第1の事業内容の欄に掲げる1から4までに掲げる経費の相互間におけるそれぞれの経費の30パーセントを超える増減が生ずるとき。
- (3) 補助事業の内容の重要な変更をしようとするとき。

(補助事業の中止又は廃止)

**第8条** 事業実施者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第1号様式による中止（廃止）申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故の報告)

**第9条** 事業実施者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告等)

**第10条** 事業実施者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、別記第1号様式による実施結果報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、前項の実施結果報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合は、第1項の実施結果報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した事業実施者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式による消費税仕入控除税額等報告書を速やかに知事に提出するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(概算払の請求)

**第11条** 事業実施者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況及び事業成果の報告等)

**第12条** 知事は、必要があると認める場合は、事業実施者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができるものとする。

2 事業実施者は、別表第1の「その他」の3で定める成果目標とする時期までの間、別記第7号様式により、事業成果について、報告に係る年度の翌年度の6月15日までに知事に報告するものとする。

(補助金の交付の決定の取消し)

**第13条** 知事は、事業実施者が補助金を他の用途に使用したとき、補助金の交付の内容、条件、法令若しくはこれに基づく処分に違反したとき又は別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずるものとする。

(グリーン購入)

**第14条** 事業実施者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

**第15条** 補助事業又は事業実施者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

**第16条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年5月8日から施行する。
- 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条第1号及び第3号から第5号まで、第10条第3項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年3月29日から施行し、改正後の規定は令和3年度事業から適用する。

#### 附 則

この要綱は、令和3年7月15日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

別表第1（第3条、第7条、第12条関係）

<p>事業実施者</p>	<p>次のいずれかに該当する者又は団体を対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林漁業者又は食品等製造事業者のいずれかが含まれる3名以上の連携体であり、主体的に協働するための具体的な役割、組織体制等を備えていることが、連携する者の間の契約等において確認できる者</li> <li>2 農林漁業関連事業に常時従事する者を3名以上雇用し、又は農林漁業関連事業に常時従事する者を新たに3名以上雇用する計画を有する農林漁業者</li> <li>3 農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体（任意団体を除く。）、市町村及び独立行政法人日本貿易振興機構</li> <li>4 上記のほか、法人又は組合であって、本事業の事業実施者として適当と認められるもの</li> <li>5 次に掲げる要件を全て満たしている協議会             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 代表者の定めがあること。</li> <li>(2) 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。</li> <li>(3) 年度ごとに事業計画、収支予算等が総会等において承認されていること。</li> </ol> </li> </ol>						
<p>事業内容及び補助対象経費</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸出事業計画策定 海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国に求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するために作成する輸出事業計画の策定に必要な調査を実施し、計画を策定する取組等</li> </ol> <table border="1" data-bbox="308 846 1426 999"> <tr> <td data-bbox="308 846 331 999">節区分</td> <td data-bbox="331 846 1426 999">謝金、旅費、宿泊費、賃金、会場借料、調査費、委託費、機材使用料、資料購入費、通信運搬費、資料印刷製本費、消耗品費等</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 生産、加工等の体制構築 輸出産地形成の実現に必要な①人材の育成、②農薬規制、動植物検疫、GAPの取組、HACCP等の導入、FSMA（米国における食品安全強化法）への対応のための調査、③ほ場の改良、生産又は加工現場の規制に対する調査等を行う取組等</li> </ol> <table border="1" data-bbox="308 1167 1426 1319"> <tr> <td data-bbox="308 1167 331 1319">節区分</td> <td data-bbox="331 1167 1426 1319">謝金、旅費、宿泊費、ほ場賃借料、ほ場管理費、資機材費、成分分析費、賃金、調査費、研修受講費、委託費、検査官等の招へい費、会場借料、資料購入費、資料印刷製本費、通信運搬費等</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>3 輸出事業計画の事業効果の検証及び改善 海外市場のニーズ、需要に応じたロットの確保、輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するために作成する輸出事業計画の実効性を高めるため海外バイヤー等の招へいによるほ場、生産又は加工現場の確認、テスト輸送、販売等による検証又は改善を実施するPDCAサイクルを回す取組等</li> </ol> <table border="1" data-bbox="308 1518 1426 1671"> <tr> <td data-bbox="308 1518 331 1671">節区分</td> <td data-bbox="331 1518 1426 1671">謝金、旅費、賃金、会場借料、機材使用料、調査費、委託費、改良等に要する加工費、材料費、輸送費、通訳費、商談会等の出展費、海外バイヤー等の招へい費、使用料、通信運搬費、資料印刷製本費等</td> </tr> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 その他 本事業の趣旨に資する取組（上記1から3までに該当しない取組）</li> </ol>	節区分	謝金、旅費、宿泊費、賃金、会場借料、調査費、委託費、機材使用料、資料購入費、通信運搬費、資料印刷製本費、消耗品費等	節区分	謝金、旅費、宿泊費、ほ場賃借料、ほ場管理費、資機材費、成分分析費、賃金、調査費、研修受講費、委託費、検査官等の招へい費、会場借料、資料購入費、資料印刷製本費、通信運搬費等	節区分	謝金、旅費、賃金、会場借料、機材使用料、調査費、委託費、改良等に要する加工費、材料費、輸送費、通訳費、商談会等の出展費、海外バイヤー等の招へい費、使用料、通信運搬費、資料印刷製本費等
節区分	謝金、旅費、宿泊費、賃金、会場借料、調査費、委託費、機材使用料、資料購入費、通信運搬費、資料印刷製本費、消耗品費等						
節区分	謝金、旅費、宿泊費、ほ場賃借料、ほ場管理費、資機材費、成分分析費、賃金、調査費、研修受講費、委託費、検査官等の招へい費、会場借料、資料購入費、資料印刷製本費、通信運搬費等						
節区分	謝金、旅費、賃金、会場借料、機材使用料、調査費、委託費、改良等に要する加工費、材料費、輸送費、通訳費、商談会等の出展費、海外バイヤー等の招へい費、使用料、通信運搬費、資料印刷製本費等						
<p>補助率・補助限度額</p>	<p>定額（1事業実施者当たり550万円以内）</p>						

【申請できない経費】

- 1 建物等施設の建設及び不動産取得に関する経費
- 2 補助金の交付決定前に発生した経費
- 3 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当をいう。）
- 4 通常の生産活動のための設備投資費用、パソコン又はサーバの購入費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料及び光熱水費
- 5 飲食、奢侈、娯楽及び接待の費用
- 6 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費であることを証明できない経費

【その他】

- 1 事業実施者は、農林水産省のG F Pコミュニティサイト (<https://www.gfp1.maff.go.jp/>) に登録していること。
- 2 令和5年度の本事業の事業実施者が、令和元年度から令和4年度までの本事業（※）において、3年間事業実施者となった者ではないこと。ただし、3年間事業実施者となった際の品目と異なる品目により令和5年度の事業実施者となる場合は、本事業の対象とする。
- ※ 令和元年度から令和4年度までの本事業とは、令和元年度はグローバル産地づくり推進事業実施要領（平成31年3月29日付け30食産第5397号農林水産省食料産業局長通知）、令和2年度から令和4年度まではG F Pグローバル産地づくり推進事業実施要領（令和2年3月31日付け元食産第4759号農林水産省食料産業局長通知）に基づき実施した事業をいう。
- 3 事業の計画期間は3年以内で、成果目標は輸出の増加額とし、目標とする時期は事業年度別の事業計画最終年度の翌年度の1年間とする。ただし、特段の事情がある場合には、県と協議の上、事業年度別の事業計画最終年度の翌年度から起算し、5年以内を可能とする。
- 4 事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、要綱等に基づいて必要な報告を国に行う。農林水産省は、報告のあった事業成果をホームページ等で公表する。
- 5 事業実施者は、早期の輸出の実現に向け、輸出産地サポーター、コンサルタント、輸出商社等の輸出に知見を有する者と連携した実施体制を構築していること。
- 6 事業実施計画に事業実施者又は参画事業者（事業実施者とともに本事業に参画する農林漁業者又は食品事業者をいう。以下同じ。）の所得向上効果を記載し、その検証に応じることができる者であること。
- 7 新型コロナウイルス感染症の影響による計画遂行が困難になった場合の代替策が記載された事業実施計画となっていること。
- 8 海外でのテスト販売等のプロモーションを行う場合は、輸出支援プラットフォームの構成員等と連携して行うこと。

別表第2（第5条、第6条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。